

令和7年11月6日

厚生労働大臣
上野 賢一郎 様

介護分野の物価高・賃金対応及び介護保険制度改革に係る要望事項

全国介護事業者政治連盟

会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 斎藤正行

平素から介護・障害福祉業界へのご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

介護現場を取り巻く環境は、現在極めて深刻な状況にあります。

物価高による影響で事業者の収益環境は厳しく、他産業と同等の賃上げができないことから、所得差が再び開き始めています。

また、介護事業者の倒産件数は過去最多を更新し続けています。

有効求人倍率も4倍を超える過去最高の水準となり、介護事業者の経営環境の悪化と、人材不足の深刻な状況がデータにも示されています。

加えて、令和7年10月より全国の最低賃金が過去最大の引き上げ幅となり、公定価格によって報酬が決められている介護事業者は賃上げ原資が確保できず、更なる経営環境の悪化を招くことから、今後の倒産件数の増加が見込まれます。

このような状況の中、補正予算による介護従事者への賃上げ対応と、介護・福祉事業者に対する追加経済対策・物価高対策及び介護保険制度改革に向けた要望及び提言をまとめさせていただきます。

① 物価高及び賃金対応への要望事項

物価高による介護・福祉事業者へのかかり増し経費の対応は不可欠です。

従来より複数回講じていただいた対策については、交付金等を通じた自治体ごとの対応にバラつきがあり、介護・福祉事業者への対応は極めて限定されているのが現状です。

更なる対応において、介護・福祉事業者の課題解決に確実につながる対策を検討いただきたくお願ひいたします。

加えて、介護人材の確保は喫緊の課題であり、他産業との賃金格差を埋める早急な対策と、従来の処遇改善施策を大幅に上回る、より踏み込んだ抜本的な対応を強く要望いたします。

② 処遇改善の仕組みに関する要望事項

介護・福祉従事者への次元の異なる処遇改善の実現とともに、処遇改善加算をはじめとする処遇改善の仕組みの見直しが必要です。

介護・福祉現場の人材不足の実情を踏まえた事務負担の軽減策とともに、介護職以外のその他職種に対する処遇改善への対策を最優先で検討くださいますようお願いいたします。

加えて、毎年10月に改正される最低賃金の引き上げに対する事業者支援の早急な対応を講じていただくとともに、専門性の高い介護・福祉人材に対して手厚い処遇改善が果たされるよう現行の仕組みの見直しを要望いたします。

③ 中長期的視点での提言

物価高と最低賃金の上昇が今後も継続していくことに鑑みて、物価スライドによる基本報酬単位と、処遇改善加算に限定した毎年の改定を検討をお願いいたします。(従来の3年ごとの様々な見直しは継続すべきとします。)

また、その際の改定は10月改定とし、最低賃金の見直しに臨機応変に対応できるよう検討をお願いいたします。

上記は大きな制度見直しとなることから、中長期的な視点での提言として、検討をいただきますよう要望いたします。

④ 令和9年度介護保険制度改正に向けた要望

令和9年度介護保険法改正にあたり、現在社会保障審議会介護保険部会では、年度内の意見とりまとめに向け活発な議論が行われています。

とりわけ、業界にとって関心の高いテーマは「給付と負担」に関してです。

社会保障制度の持続性の確保に向けては様々な改革が不可欠であり、事業者の創意工夫が求められています。しかしながら、現在の極めて深刻な経営環境の中、更なる事業経営への大きなマイナス影響を及ぼす内容については、慎重な議論を進めてくださいますようお願いいたします。

具体的には、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方及びケアマネジメントに関する給付の在り方については、事業者への経営的な打撃や人材不足と業務過多に苦しむ現場への負荷が予測されることから、より慎重なご判断をお願いいたします。

以上